

◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2008年1～2月号 (Vol.23)

2008年2月21日

JETRO デュッセルドルフセンター

目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。)

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページ <http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>も併せてご利用ください。

◀ 特許 ▶

EPOr 管理理事会, 将来のワークロードへの戦略的取組みを公表
欧州特許庁, 料金改定について公表
フィンランド特許庁, PCT 国際機関として ISO9001 を取得
クロアチア及びノルウェー, 欧州特許条約に加盟・発効
北欧特許庁, 業務開始
ロンドンアグリーメント 5月1日発効
欧州委員会, 台湾の強制実施権制度を批判する報告書を公表
英国知的財産庁, コンピュータ・プログラムの特許適格性を認める運用へ変更

◀ 意匠・商標 ▶

欧州共同体, ヘーグ協定ジュネーブアクト発効
英国知的財産庁, 商標早期審査の開始を公表

◀ 模倣品・海賊版対策 ▶

英国知的財産庁, 知的財産犯罪レポートを公表

◀ 特許情報・電子出願 ▶

アイルランド特許庁, 2006 年年報公表
スロベニア知的財産庁, 2006 年年報公表
セルビア知的財産庁, 2006 年年報公表
デンマーク特許商標庁, 2006 年年報公表
チェコ産業財産庁, 2006 年年報公表
フィンランド特許庁, 2006 年年報公表
リトアニア特許庁, 2006 年年報公表

ルーマニア発明商標庁, 2006 年年報公表
スイス知的財産庁, 2006-2007 年年報公表
エストニア特許庁, 2007 年統計公表

《その他》

北欧特許庁初代長官にニルス・ラウン氏
フランスーアラブ首長国連邦, 知的財産に関する MOU 締結

欧州知的財産ニュースは, JETRO デュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望, 内容に関するお問い合わせ, ご意見・ご希望は, patent_tcd@jetro.go.jp までお知らせ下さい。©JETRO デュッセルドルフセンター All rights reserved.

掲載内容を許可なく転載すること, Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお, 掲載するニュースの記載内容については, 正確性を十分に期しておりますが, 記載の内容に起因する損害や不利益等が生じてても責任は負いかねますので, 予めご了承下さい。

《特許》

EPOr 管理理事会、将来のワークロードへの戦略的取組みを公表

欧州特許庁（EPO）は、2007年12月17日、欧州特許制度における将来のワークロードへの戦略的取組みについて、同年12月14日の管理理事会にて了承された旨公表した。この取組みは、EPOと加盟国特許庁が、欧州特許の品質の高さを保持しつつ、かつてない特許出願件数の増加にいかに取り組みべきかについての戦略的提言を含むもの。この取組みの報告書の概要以下の通り。

【主要事実】

- 25年前に比べ、EPOへの特許出願件数は4倍に増加し、2006年は208,500件（注、PCT出願件数を含む数値）。今後も増加が見込まれる。
- この原因として、企業活動のグローバル化の進展、中国、インド、韓国等の新興経済国の特許分野での台頭、及び、情報通信技術やバイオテクノロジー等新規技術の重要性の増加が挙げられ、これらが特許付与手続きをより難しくまた高コストにしている。
- その結果、ワークロードと滞貨が増加し、品質の問題を生じると共に、出願が長期間にわたり庁に係属する結果、イノベーションに悪影響を及ぼしている。
- 本研究の結論は「世界のどの特許庁も、独力でワークロードの問題に対処できない」というもの。それゆえ、重複業務の回避という量的な観点のみならず、品質の保持向上にも焦点を当てつつ、各庁で更なる協力を行うことが必要。
- さらにこの研究は、進歩性の適正なレベル、特に非技術的事項を特許から排除するような基準についても触れている。

【5つの戦略的方向性】

- (1) 他者の行った業務の利用（他者＝欧州内外の他の特許庁、出願人、第三者）
- (2) “基準の向上”（十分な進歩性を有する技術イノベーションのみへの独占権付与）
- (3) 処理の効率化（効率的な手法によるワークロード対処のための新方策の提案）
- (4) 欧州内での協力強化（例；EPOと加盟国特許庁から成る欧州特許ネットワーク構築）
- (5) 欧州特許機構及びEPOの将来への適合（管理体制や予算の見直しによる新たな課題への対処能力の向上）

報告書では、これらの5つの方向性ごとに政策提言がなされている。これらの提言については管理理事会の承認を得ており、今後のEPOのワークプログラムはこれを基礎に計画立案されることとなる。

グロッセンバッハ管理理事会議長（スイス知財庁長官）は、「欧州特許制度はグローバルな性格を反映し、新たなプレーヤーの登場により出願件数が急増し、他方で新規創出技術が特許出願を複雑化している。特許制度が欧州経済をサポートしていくためには、これらの要素を全て勘案しなければならない。」と述べた。

また、ブリムローEPO長官は、「この取組みについて議論したことにより、管理理事会及びEPO幹部は欧州特許制度の現状について認識を共有した。この戦略的取組みは将来に適合する欧州特許制度への道のりを示している。」と述べた。

－ EPOのプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/about-us/press/releases/archive/2007/20071214.html>

－ 関連記事は、以下参照 －

<http://www.epo.org/topics/news/2007/20071214.html>

－ 報告書全文は、以下参照 －

[http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/74FB3D474548E151C12573C9003E3148/\\$File/Study_publication_07-12-17_en.pdf](http://documents.epo.org/projects/babylon/eponet.nsf/0/74FB3D474548E151C12573C9003E3148/$File/Study_publication_07-12-17_en.pdf)

欧州特許庁、料金改定について公表

欧州特許庁（EPO）は、2007年12月20日、EPO管理理事会決定による料金改定について公表した。すべての手数料が約5～10%程度値上げされているが、中でも目立つのはクレーム料金の値上げ。これまでは11以上のクレームについては1クレーム当たり45ユーロのところ、今回の改定では16以上のクレームは1クレーム当たり200ユーロ、51以上のクレームは1クレーム当たり500ユーロとなった。値上げの背景について公式発表はなされていないが、EPOの巨額赤字及び多数クレーム出願による審査遅延・審査の質低下への対策と思われる。

代表的な料金の変更は以下の通り。なお、新料金は2008年4月1日以降の支払いについて全出願に適用される（ただし、51以上のクレーム料金500ユーロについては、2009年4月1日以降の欧州出願及び同日以降に域内移行した国際出願（PCT）に対して適用。）。

	改定後	改定前	
出願料	100	95	
調査料	1,050	1,000	
出願更新料	1,350	1,065	（←11年目以降のみ記載）

審査料	1,405	1,335	
特許査定料	790	750	
異議申立料	670	635	
審判請求料	1,120	1,065	
クレーム料	200 (16以上) 500 (51以上)	45 (11以上)	
国際調査手数料	1,700	1,615	
国際予備審査手数料	1,675	1,595	(単位：ユーロ)

－ EPO のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/decisions/archive/14122007a.html>

<http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/decisions/archive/14122007.html>

(参考) 料金表 (主な手続料金のみ)

(単位：ユーロ)

種類	改定後料金	改訂前料金
出願料	100 (オンライン出願)	95 (オンライン出願)
	180 (紙出願)	170 (紙出願)
調査料	1,050 (2005年7月1日以前の出願については760)	1000 (2005年7月1日以前の出願については720)
指定料	一律500 (みなし全指定導入のため)	80/指定国, 但し7カ国分 (=560) 支払った場合には全指定とみなす
出願更新料	出願日から3～9年は400～1,200, 10年目以降は一律1,350	出願日から3～10年は400～1,010, 11年目以降は一律1,065
審査料	1,405 (2005年7月1日以前の出願については1,565)	1,335 (2005年7月1日以前の出願については1,490)
	1,565 (欧州段階に移行したPCT出願であって、EPOが国際調査をしていない案件)	1,490 (欧州段階に移行したPCT出願であって、EPOが国際調査をしていない案件)
特許査定料	790 (明細書35頁まで。36頁以上の場合、超過1頁当たり12ユーロずつ追加。)	750 (明細書35頁まで。36頁以上の場合、超過1頁当たり11ユーロずつ追加。)
異議申立料	670	635
特許限縮料*	1,000	1000
特許取消料*	450	450

審判請求料	1,120	1,065
再審請求料*	2,500	2,500
期間徒過 救済処理 請求料*	(1) 料金遅延納付の場合, その料金の 50% (2) 特許査定料 (第 71 規則(3)) 遅延 納付の場合, 210 (3) その他の場合, 210	(1) 料金遅延納付の場合, その料金の 50% (2) 特許査定料 (第 71 規則(3)) 遅延 納付の場合, 210 (3) その他の場合, 210
クレーム料	・ 200 (ただし, 15 クレームを超過する 場合のみ, 超過 1 クレーム当たり) ・ 500 (ただし, 50 クレームを超過する 場合のみ, 超過 1 クレーム当たり)	45 (ただし, 10 クレームを超過する 場合のみ, 超過 1 クレーム当たり)
国際調査 手数料	1,700	1,615
国際予備 審査手数料	1,675	1,595

*は EPC2000 (2007 年 12 月 13 日施行) にて新規に導入された料金。いずれも今回改定無し。

フィンランド特許庁, PCT 国際機関として ISO9001 を取得

フィンランド特許庁は, 2007 年 12 月 7 日, PCT 国際特許出願手続きについて ISO9001:2000 を取得したことを公表した。世界の国際調査機関/国際予備審査機関の中で ISO9001:2000 を取得したのはフィンランド特許庁が初めて。この ISO 規格による品質管理は, PCT 出願の受理から国際調査報告/国際予備審査報告作成までの全手続きをカバーする。今後, 国内特許出願処理手続き及びそれに関連した特許アドバイザーサービスについても取得を目指すとしている。

欧州では現在, 英国知財庁が ISO9001 を取得済み。他方, ドイツ特許商標庁は ISO を取得しても特許の品質そのものが高まるわけではないとして関心を示していない。

ー フィンランド特許庁のプレスリリースは, 以下参照 ー

<http://www.prh.fi/en/uutiset/657.html>

*ISO9001:2000

品質管理システムに関する国際標準。従来の製品の品質保証に加え, 顧客満足度の継続

的な向上を目指すシステムの確立を目指す。ISO9001:2000 取得には、要求事項を充足している旨の審査機関による認定が必要。登録期間は3年で、更新には再度の審査を要する。

ISO9000 番台は品質管理の規格であり、「9001」はその規格番号の一つ。また「2000」は2000年に改定されたことを意味する。詳細は以下 URL 参照。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/h16_report_03.pdf

クロアチア及びノルウェー，欧州特許条約に加盟・発効

欧州特許庁 (EPO) は 1月1日、クロアチア及びノルウェーが同日に欧州特許条約 (EPC) に加盟・発効したことをプレスリリースした。これらの加盟により、EPC 全加盟国数は34カ国となった。また、欧州特許拡張協定締約国を含めると、欧州特許が有効な国数は38カ国に達し、人口約5億7000万人をカバーすることとなった。

— EPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2008/20080101.html>

— クロアチア加盟については、欧州知的財産ニュース 2007年11～12月号 (Vol.22) 第3頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_022.pdf

— ノルウェー加盟については、欧州知的財産ニュース 2007年5～6月号 (Vol.19) 第11頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_019.pdf

(参考1) EPC 加盟国 (欧州連合 (EU) 全加盟国は EPC に加盟している。)

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国 (アルファベット順)

(参考2) 欧州特許拡張協定締約国

アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア、セルビア

(参考3) 欧州特許拡張協定

当該協定を締結した国は、欧州特許出願をする際に、EPC 加盟国を指定するのと同様に、拡張先として指定し、欧州特許を得ることができる。拡張国を指定して得られた欧州特許

は、その国の特許権と同一の効力を有し、また当該国の特許権に適用される法律の規定に従う。

北欧特許庁、業務開始

北欧特許庁 (NPI; Nordic Patent Institute) は、1月1日、業務を開始した。加盟国であるアイスランド、デンマーク、ノルウェーのいずれかの特許庁に PCT 出願を行った場合に、国際調査・国際予備審査を行う。

— 北欧特許庁の HP は、以下参照 —

<http://www.npi.int/>

— 北欧特許庁の関連記事は、本ニュース第15～16頁、欧州知的財産ニュース2006年7月号 (Vol. 14) 第7頁、2006年8～10月号 (Vol. 15) 第9頁及び2006年11～12月号 (Vol. 16) 第19頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

ロンドンアグリーメント 5月1日発効

ドイツ連邦司法省は、1月30日、フランス政府がロンドンアグリーメントの批准書を1月29日にドイツ外務省に寄託した旨発表した。特許翻訳コストを大幅に軽減する同アグリーメントは、その規定に従い、2008年5月1日に発効する。

ツィプリース連邦司法大臣は、「膨大な特許翻訳コストからイノベーション経済を解放する道が開けた。欧州で最多の特許出願を行うドイツ産業界、特に中小企業は、大きな利益を享受する。翻訳費の節減による研究開発投資の増大が期待でき、欧州経済が強固になるであろう。」と述べ、この欧州特許制度改革の重要なステップを歓迎している。

EPO も、1月30日、同アグリーメントの発効について報じ、特に中小企業にとっての利益が期待される旨強調している。

フランス弁理士会 (CNCPI) も、1月30日、「昨日1月29日、ドイツ連邦司法省からフランス弁理士会会長宛に、ロンドンアグリーメントの批准書がドイツ外務省に寄託された旨連絡があった。」との旨公表した。

ドイツ特許弁護士会 (Bundesverband Deutscher Patentanwälte) も、1月30日 「1月29日

の夜、批准書がドイツ外務省に寄託された。発効日は5月1日。」との旨公表した。

ロンドンアグリーメントは、その第9条の規定により、5月1日以降に欧州特許公報中で特許の旨が公表された欧州特許に対して適用されることとなる。

－ ドイツ連邦司法省によるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） －

http://www.bmj.de/enid/71c22508749e09b824ef77e14da84038.382a9c706d635f6964092d0934393834093a0979656172092d0932303038093a096d6f6e7468092d093031093a095f7472636964092d0934393834/Pressestelle/Pressemitteilungen_58.html

－ EPOによるプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.epo.org/topics/news/2008/20080130.html>

－ フランス弁理士会によるプレスリリースは、以下参照（フランス語） －

<http://www.cncpi.fr/act1--ratification-protocole-londres-decret-application.htm>

－ ドイツ特許弁理士会によるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） －

<http://www.bundesverband-patentanwaelte.de/inkrafttreten-des-londoner-protokolls-97.html>

－ ロンドンアグリーメントの概要については、以下参照 －

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_023_1.pdf

欧州委員会、台湾の強制実施権制度を批判する報告書を公表

欧州委員会は、1月30日、台湾の強制実施権制度を批判する報告書を公表した。報告書では、台湾の強制実施権に関する特許法の規定及び特許法下の決定がTRIPS規定第28条及び第31条に違反すると結論付けている。台湾が今後2ヶ月以内に特許法改正及び決定の変更を行わない場合には、欧州委員会に対してWTOの手続を進めるよう、報告書は勧告している。

本報告書は、CD-Rの特許を保有する欧州企業であるフィリップス（Philips）が、2007年1月15日に貿易障壁調査について申請し、同年3月1日に調査を開始した事件に関するもの。台湾においては、この特許に関する強制実施権が複数の台湾企業に対して許可されている。

－ 欧州委員会貿易総局のプレスリリースは、以下参照 －

http://ec.europa.eu/trade/issues/respectrules/tbr/pr300108_en.htm

－ 調査、報告書の概要は、以下参照 －

http://ec.europa.eu/trade/issues/respectrules/tbr/cases/cht_ele.htm

－ 調査開始を通知する官報は、以下参照 －

http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2007/c_047/c_04720070301en00100011.pdf

－ 報告書要約は、以下参照 －

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/january/tradoc_137632.pdf

－ 報告書全文は、以下参照 －

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2008/january/tradoc_137633.pdf

英国知的財産庁、コンピュータ・プログラムの特許適格性を認める運用へ変更

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2月7日、プログラムされたコンピュータ又はコンピュータにプログラミングして実行させる方法が特許適格性を有する場合、そのコンピュータ・プログラム及びその記録媒体に係るクレームについても特許適格性を認める運用に変更するという通知を発表した。本運用は、同日より適用された。

UKIPO は、2006年11月2日、Aerotel/Macrossan 事件 ([2007] RPC 7) の判決に基づいてコンピュータ関連発明に関する運用変更を行ったが、その際、その判決では判断していないコンピュータ・プログラム又はその記録媒体に係るクレームの特許適格性について、「コンピュータ・プログラム又はその記録媒体」の貢献は「コンピュータ・プログラム又はその記録媒体」を超えるものを有さないという理由により、特許適格性はないという運用に変更していた。

高等法院特許裁判所 (High Court (Patent Court)) は、2008年1月25日、Astron Clinica 事件 ([2008] EWHC 85 (Pat)) において、プログラムされたコンピュータ又はコンピュータにプログラミングして実行させる方法が特許適格性を有する場合、そのコンピュータ・プログラム及びその記録媒体に係るクレームについても特許適格性を認めるべきとの判示を行った。その理由として、(1) Aerotel/Macrossan 事件では判断されていない、(2) 全てのコンピュータ・プログラムの特許適格性がないとした判例はない、(3) Aerotel/Macrossan 事件の前後において結果を同一にすべき、(4) EPO 審判部との結果を一致させるべき、を挙げた。

UKIPO は本判決について控訴せず、本判決の判断に基づいて運用を変更した。

－ UKIPO のプレスリリースは、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2008/press-release-20080207.htm>

－ UKIPO の本運用変更通知は、以下参照 －

<http://www.ipo.gov.uk/patent/p-decisionmaking/p-law/p-law-notice/p-law-notice-subjectmatter-2008>

[0207.htm](#)

－ Astron Clinica 事件の判決文は、以下参照 ー

<http://www.bailii.org/ew/cases/EWHC/Patents/2008/85.html>

－ UKIPO の 2006 年 11 月 2 日付け運用変更通知は、以下参照（特に、第 14 段落） ー

<http://www.ipo.gov.uk/patent/p-decisionmaking/p-law/p-law-notice/p-law-notice-subjectmatter.htm>

－ Aerotel/Macrossan 事件の判決文は、以下参照 ー

<http://www.bailii.org/ew/cases/EWCA/Civ/2006/1371.html>

－ Aerotel/Macrossan 事件及び UKIPO の 2006 年 11 月 2 日付け運用変更通知は、欧州知的財産ニュース 2006 年 11～12 月号 (Vol. 16) 第 9～15 頁参照 ー

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

《意匠・商標》

欧州共同体，ヘーグ協定ジュネーブアクト発効

1 月 1 日，欧州共同体においてヘーグ協定ジュネーブアクトが発効した。

ー 関連記事は，欧州知的財産ニュース2006年4～6月号 (Vol.13) 15-16頁，2007年1～2月号 (Vol.17) 10-11頁，2007年9～10月号 (Vol.21) 10頁参照 ー

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_017.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021.pdf

英国知的財産庁，商標早期審査の開始を公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は，1 月 14 日，商標の早期審査 (fast track trade mark service) を 4 月 6 日に開始する旨公表した。

トリースマン知的財産及び質担当政務次官は，「英国は，イノベーションと事業において世界のリーダーでなければならない。そのため，知的財産保護を強化する新サービスが必要。これらのサービスは早く，かつ徹底的で効果的でなければならない。今日，正にそのような商標のサービスを発表する。」と述べている。

また、フレッチャーUKIPO 長官は、「この早期審査は、従前どおりの高品質なサービスを顧客に提供しつつ、より早期に商標出願を処理するもの。商標の登録処理を早くするための方策も考えていきたい。」と述べている。

2007年9月21日から12月14日まで本件に関する意見募集が行われていたが、提出された意見に対する回答も公表されている。回答の結論は以下のとおり。

- ・ 早期審査に関する出願は、UKIPO のウェブサイトシステムを通して電子的に出願する。
- ・ 出願時に費用を全額支払う。
- ・ 1つの商標に関する出願のみ適用可能。
- ・ UKIPO は、出願人／代理人に対し、出願から10営業日以内に審査報告書を送付する。
- ・ 早期審査の申請料金は300ポンド。

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/press/press-release/press-release-2008/press-release-20080114.htm>

— 意見募集に対する意見への回答全文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/response-fasttrack.pdf>

— 意見募集については、欧州知的財産ニュース 2007年9～10月号 (Vol.21) 6-7頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_021.pdf

《模倣品・海賊版対策》

英国知的財産庁、知的財産犯罪レポートを公表

英国知的財産庁 (UKIPO) は、2007年12月12日、知的財産犯罪レポート 2007 (Intellectual Property Crime Report 2007) を公表した。このレポートは、政府機関、知財権者及び産業界の協力の下、UKIPO が組織した「国家知財犯罪対策グループ (IP Crime Group)」が取りまとめたもので、知財犯罪の現状とそれに対する具体的取組みについて多くの事例に基づき幅広く記載されている。2004年と2006年にも「知財エンフォースメントレポート」が取りまとめられており、今回のレポートはそれに続くもの。興味深い記載・事例は以下の通り。

【知財犯罪の害毒】

- ・ 知財犯罪は地方経済にも悪影響を及ぼしている。海賊版ビデオの流通が原因で、地方で合法的に営業していた某ビデオレンタル会社が倒産した。このような地方産業の喪失は、英国の町の様相をも変容させる。
- ・ 海賊版の販売には不法移民が使われている。さらに子供までも使われており、犯罪生活への道を仕込まれていく。
- ・ 楽しんで儲けようとする知財犯罪は、公衆の一部には容認されているところもあり、得をしたがる消費者が原動力となっていることを忘れてはならない。
- ・ 知財犯罪は税収の観点からも重要。酒、タバコ等から税収が得られないこととなる。2006年、税金を支払っていない模倣品タバコのために、納税者は29億ポンドを負担したこととなった。

【エンフォースメント活動】

- ・ これまで警察は、一部の人を除き「UKIPO とは何？」という反応であった。そこで、UKIPO は警察へのアウェアネス向上活動を行ってきた。最近の警察の能力向上は著しく、例えばスコットランドやウェールズの警察は知財団体と協力して取締りに成果を上げている。
- ・ インターポールの調整の下、英国とオランダの警察が協力して、インターネット上の会員制サイトで海賊版の楽曲を流していた業者を逮捕した。英国警察は音楽をインターネットに流していた英国在住容疑者を逮捕し、オランダ警察はアムステルダムにあるサーバー会社を手入れした。国境を越えたインターネット上での不法行為であっても、探知を免れることはできない。

このレポートは政府機関、知財権者、産業界から多大な協力を得て作成されているが、中には協力的でない者も多く、報告書中では「模倣品対策には知見の共有が重要であるのに非協力的な対応には落胆する」として、このような態度を批判もしている。

— レポート全文は、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/ipcreport.pdf>

— 前回公表された「知財エンフォースメントレポート 2005」については、「欧州知的財産ニュース 2006年7月号 (Vol.14) p.5 参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

《特許情報・電子出願》

アイルランド特許庁，2006 年年報公表

アイルランド特許庁は，2006 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

<http://www.patentsoffice.ie/PDF%20Documents/Annual%20Report%202006.pdf>

スロベニア知的財産庁，2006 年年報公表

スロベニア知的財産庁は，2006 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

http://www.uil-sipo.si/uploads/media/uil_letno-porocilo_2006_01.pdf

セルビア知的財産庁，2006 年年報公表

セルビア知的財産庁は，2006 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

http://www.yupat.sv.gov.yu/en/pdf/god_izvestaj_2006.pdf

デンマーク特許商標庁，2006 年年報公表

デンマーク特許商標庁は，2006 年年報を公表した。

— 年報全文は，以下参照 —

<http://startguiden.dkpto.dk/media/24847/aarsberetning%202006uk.pdf>

チェコ産業財産庁, 2006 年年報公表

チェコ産業財産庁は, 2006 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

http://isdvapl.upv.cz/pls/portal30/docs/FOLDER/PDF_DOKUMENTY/ROCENKY/ROCEENKA_2006.PDF

フィンランド特許庁, 2006 年年報公表

フィンランド特許庁は, 2006 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

<http://www.prh.fi/material/attachments/tietoaprhsta/vuosikertomus/5uqlkCkgY/Files/CurrentFile/annualreport2006.pdf>

リトアニア特許庁, 2006 年年報公表

リトアニア特許庁は, 2006 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

http://www.vpb.lt/VPB_2006.pdf

ルーマニア発明商標庁, 2006 年年報公表

ルーマニア発明商標庁は, 2006 年年報を公表した。

— 年報全文は, 以下参照 —

<http://www.osim.ro/rapoarte/raport2006/welcome.pdf>

スイス知的財産庁、2006-2007 年年報公表

スイス知的財産庁は、2007年12月17日、2006-2007 年年報を公表した。

— 年報全文は、以下参照 —

<http://www.ige.ch/D/institut/documents/i102jb07d.pdf>

エストニア特許庁、2007 年統計公表

エストニア特許庁は、2007 年統計を公表した。

— 統計は、以下参照 —

http://www.epa.ee/client/default.asp?wa_id=565

《その他》

北欧特許庁初代長官にニルス・ラウン氏

北欧特許庁 (NPI; Nordic Patent Institute) は、2007年12月17日、北欧特許庁初代長官にニルス・ラウン氏 (Mr Niels Ravn) が指名されたことを公表した。北欧特許庁は2008年1月1日から業務を開始するが、ラウン氏は同日に北欧特許庁長官に就任する。

ラウン氏は、現在、デンマーク特許商標庁国際部の政策シニアアドバイザー。最近5、6年は、北欧特許庁設立に関するプロジェクトの共同管理者の一人として働いていた。また、ラウン氏は技術者であり、デンマーク特許商標庁における長いキャリアの間に副長官を含めた数多くの高官ポストを勤めてきた。

「ラウン氏が北欧特許庁初代長官に就任することについて、我々はとても満足している。彼は、北欧特許庁設立における原動力となった一人であり、企画管理者としてこの高度に複雑な事業についてとても満足する形で勤め上げた。産業財産分野における彼の長く、変化に富んだ、国内及び国際的な経験を考慮すると、彼はこの新ポストに極めてふさわしい。」と、北欧特許庁理事会メンバーである Jesper K ongstad デンマーク特許商標庁長官、Ásta

Valdimarsdóttir アイスランド特許庁長官及び Jørgen Smith ノルウェー産業財産庁長官のコメントが寄せられている。

— 北欧特許庁によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.npi.int/About-us/Organisation/The-Head-of-Nordic-Patent-Institute-has-now-been-appointed/>

— 北欧特許庁の関連記事は、本ニュース第 8 頁，欧州知的財産ニュース 2006 年 7 月号 (Vol. 14) 第 7 頁，8～10 月号 (Vol. 15) 第 9 頁，及び 11～12 月号 (Vol. 16) 第 19 頁参照 —

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf

http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf

フランスーアラブ首長国連邦，知的財産に関する MOU 締結

フランス知的財産庁 (INPI) は，フランスとアラブ首長国連邦 (UAE) が 1 月 15 日に知的財産の協力に関する MOU (覚書) に署名した旨を，1 月 24 日に公表した。フランスのラガルド経済財政雇用大臣及び UAE のカーシミー経済大臣が署名を行った。著作権及び地理的表示を含む知的財産全体に関する協力であり，フランス側は INPI が，UAE 側は経済省が担当する。

INPI から両国のゲートウェイの機能を有する知財アタッシュェが，UAE の首都であるアブダビに 2008 年 4 月頃に派遣される予定。その知財アタッシュェは，UAE だけでなく，サウジアラビア，バーレーン，イラク，イラン，クウェート，オマーン，カタール及びイエメンを含む中東地域全体について，フランスの投資家等に向けた情報収集・分析も行う予定。

— INPI のプレスリリースは，以下参照 (フランス語) —

http://www.inpi.fr/fr/l-inpi/actualites/actualites/article/accord-de-cooperation-france-emirats-arabes-unis-sur-la-pi385.html?tx_ttnews%5BbackPid%5D=2179&cHash=0376e0850d

(以上)